

# 医療機能情報提供制度の報告・情報提供方法が変わります

**医療機能情報提供制度とは：**医療法第6条の3に基づき、医療機関（病院、診療所及び助産所）に対し、医療を受ける者が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた医療機能情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援するものです。

- 福島県では、医療機能情報の報告及び情報提供について、「**ふくしま医療情報ネット**」を通じて行ってきましたが、厚生労働省において全国統一的な情報提供システムの構築が進められ、次のとおり移行することとなりました。
  - **報告機能** : 【令和6年1月から利用開始】G-MIS（医療機関等情報支援システム）
  - **公表・検索機能** : 【令和6年4月から公開】医療情報ネット（全国統一システム）
- 「医療情報ネット」では、福島県を含む全国の医療機関・薬局について検索・情報収集ができます。
- 「医療情報ネット」の公開に伴い、「**ふくしま医療情報ネット**」による情報提供は**令和6年3月末で終了**します。

